

# 第6期財政健全化推進計画

【令和4年度～令和8年度】



## 制 定／改 訂 履 歴

版数	制定／改訂内容	改訂頁	制定／改訂年月日	承認者	作成
1	制定	—	4. 4. 1	市長	財政課

# 目 次

はじめに -----	1
経過 -----	2
財政の現状 -----	3
I. 歳出の抑制について	
1. 義務的経費の抑制 -----	9
2. 物件費の抑制 -----	10
3. 補助金の整理合理化 -----	10
4. 維持補修費の抑制 -----	11
5. 外郭団体の効率的な運営促進 -----	11
6. 特別会計繰出金の抑制 -----	11
7. 既存事業の見直し -----	12
II. 財源の確保対策について	
1. 市税の確保 -----	13
2. 使用料手数料等の適正化 -----	13
3. 未利用地の売却 -----	14
4. 税外収入未収金対策の強化 -----	14
5. ふるさと納税制度の活用 -----	14
6. 新たな財源の確保 -----	15
III. 市債の健全化について	
1. 市債借入の抑制等 -----	16
2. 銀行等縁故債入札制度の継続 -----	17
IV. 基金の確保について	
1. 財政調整基金の確保 -----	19
2. 特定目的基金の確保 -----	19
V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について	
1. 実質赤字比率の抑止 -----	20
2. 連結実質赤字比率の抑止 -----	20
3. 実質公債費比率の抑制 -----	21
4. 将来負担比率の抑制 -----	21
おわりに -----	22
中期財政計画（令和4年度～令和8年度） -----	23
資料編（第5期財政健全化推進計画進捗状況データ集）	

はじめに

本市では、これまで、間断なく「財政健全化」に向けた取組みを推進し、着実に成果を挙げてきました。

しかし、令和2年以降、全世界における新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、経済の先行きについては、持ち直しの動きが期待されるものの、未だ不安定な状況にあります。

こうした中で、国は、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、未来を切り開く原動力として、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り、少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現を強力に推進していくこととしており、地方に求められる役割は、さらに多様化・複雑化していくことが見込まれています。

一方、市財政を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症の影響について未だ先行きが見通せない中、少子高齢化の進展による社会保障関連経費負担の上昇や老朽化した公共施設の再編・再整備を含む「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づく適正な施設管理が、今後5ヵ年における課題として確実に見込まれるほか、JR鹿沼駅東地区の整備、新産業団地整備、水源地域新拠点整備等の地域振興に向けた投資的事業やポストコロナに向けた新たな財政需要など、今後ますます厳しさを増すことが予想されており、安定した財政運営の確保に向けては、引き続き、計画的な取組みが不可欠となっています。

このような状況に対応し、第8次総合計画での財政基盤安定を目指すため、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第6期財政健全化推進計画」を策定し、行動することとします。

なお、毎年度、本計画に掲げた目標に対する状況を分析・評価するとともに、必要に応じて改訂版を発行します。

経 過

計画（実施）期間	策定の基本的考え方
平成 10 年度 ↳ 平成 12 年度	「鹿沼市行政改革大綱」に基づき「鹿沼市財政健全化推進計画」を策定した。
平成 13 年度 ↳ 平成 17 年度	「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 4 次総合計画第 2 ステージ『鹿沼“夢未来”創生プラン』と計画期間を整合するものとして見直し、策定した。
平成 18 年度	次期総合計画の策定に併せ「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を 1 年延長した。
平成 19 年度 ↳ 平成 23 年度	<p>「第 3 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 5 次総合計画前期 5 力年計画の確実な推進のため計画期間を整合させて策定した。</p> <hr/> <p>平成 23 年 3 月 急速な社会情勢の変化に対応するため、改訂版を策定した。</p>
平成 24 年度 ↳ 平成 28 年度	「第 4 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 6 次総合計画前期基本計画及び第 5 期行政改革大綱に基づき策定した。
平成 29 年度 ↳ 平成 33 年度 (令和 3 年度)	「第 5 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 7 次総合計画及び第 6 期行政改革大綱に基づき策定した。
令和 4 年度 ↳ 令和 8 年度	「第 6 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 8 次総合計画及び第 7 期行政改革大綱に基づき策定した。

## 財政の現状

本市は、平成 10 年度から平成 12 年度までの「財政健全化推進計画」から、平成 29 年度から令和 3 年度までの「第 5 期財政健全化推進計画」に至るまで、計画的に財政の健全性堅持に努めています。

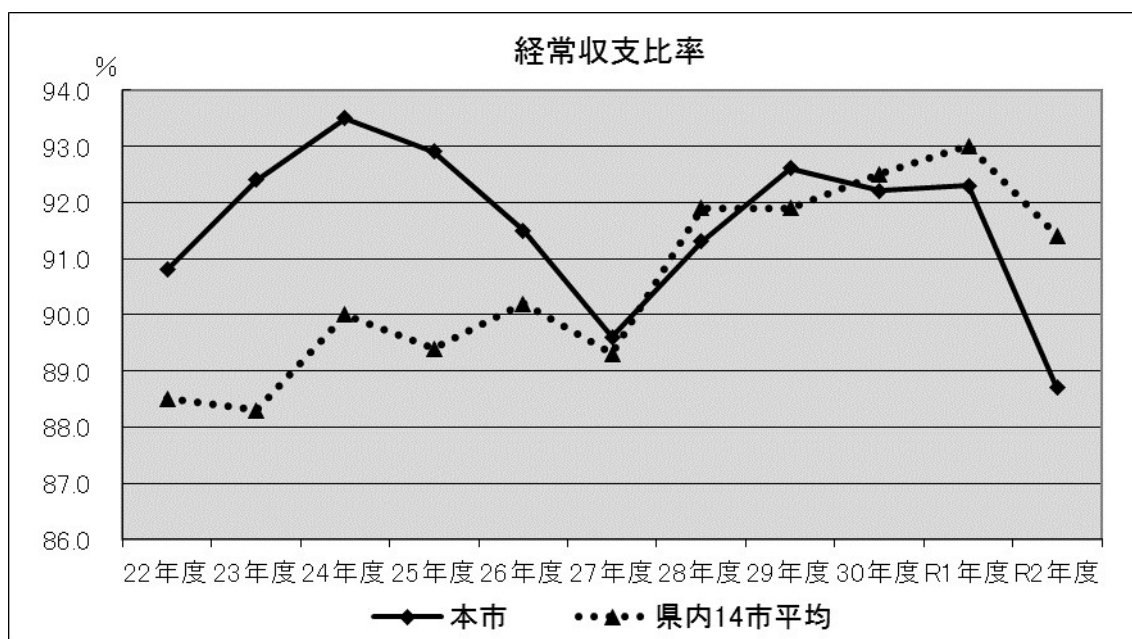
旧栗野町との合併以降も、新型コロナウイルス感染症等の影響による市税収入の減少や、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、大規模な自然災害など、市政運営に大きな影響を与える要因はありましたが、財政の健全性は維持されている状況です。

特に、令和 2 年度の決算においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、歳入歳出ともに例年より大幅な増加を余儀なくされたことから、各比率や構成比等に大きな変動があり、年度間比較が難しい一因となっています。

普通会計※の決算における主な財政指標等については、次のとおりです。

※普通会計・・・平成 26 年度までは一般会計及び見籠霊園事業費特別会計。平成 27 年度以降は一般会計のみ。

### ① 経常収支比率の状況



経常収支比率は、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費に充当した経常一般財源の総額に占める割合をいいます。

この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があるといえます。

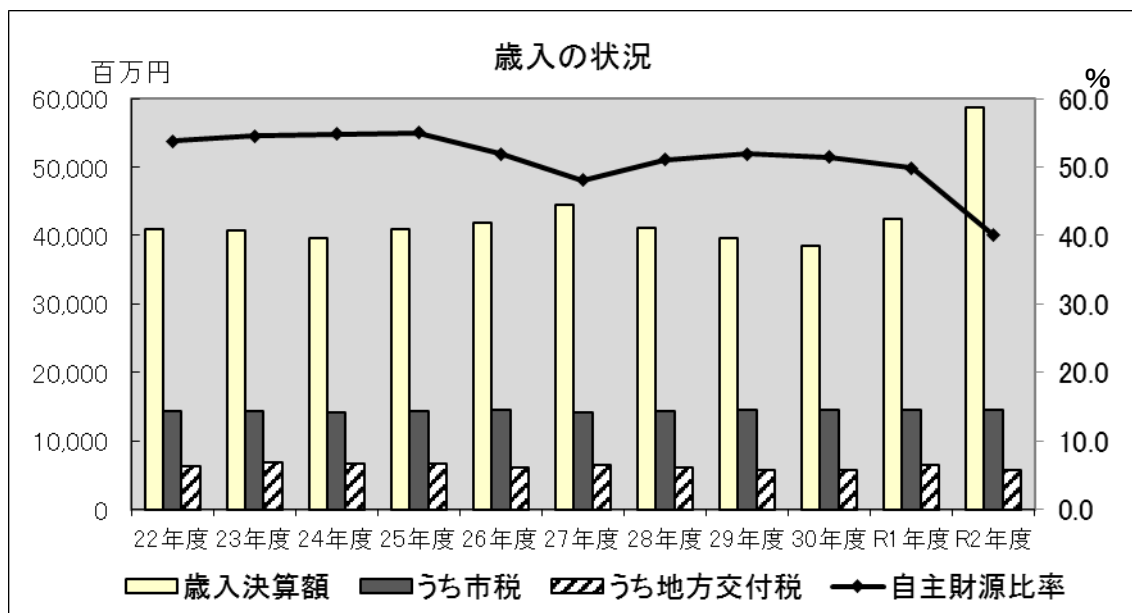
従来から、経験的に市では 75%程度が妥当とされてきましたが、社会保障費

をはじめとする経常的経費が年々増加していくにもかかわらず、財源が伸び悩んでいるため、経常収支比率は高水準で推移しており、令和元年度の県内 14 市の平均は 93.0%、本市は 92.3%と、依然として硬直化した財政状況にあります。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業の中止等を余儀なくされたことなどから、比率が下がっていますが一時的な要因と考えられます。

経常一般財源の中には臨時財政対策債発行分も含まれているため、市債発行の抑制を図る本市にとっては厳しい指標となりますが、発行額を増やせば後年度における公債費負担の増加が懸念されます。

## ②歳入の状況



令和 2 年度決算においては、「特別定額給付金事業」をはじめ、国の新型コロナウイルス感染症対策により国庫支出金等の歳入が大きく伸びました。

世界中で大流行しているこの感染症は、本市の経済状況にも少なからず影響を及ぼしていますが、特に懸念される市税収入への影響は未だ見通しが不透明な状況となっています。

また、地方交付税については、普通交付税における合併算定替特例措置が令和 2 年度で終了し、合併による財政的な優遇措置がなくなったことに加え、交付税の原資である国税へのコロナ禍の影響については、未だ不確定要素が多く、臨時財政対策債を含めた今後の動向は予測が困難な状況です。

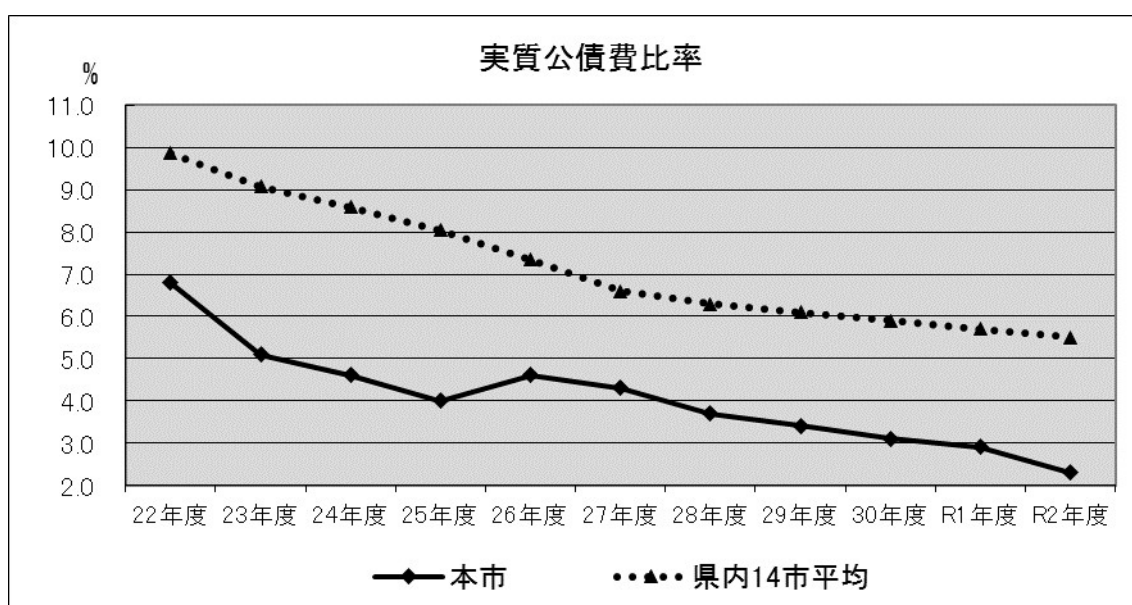
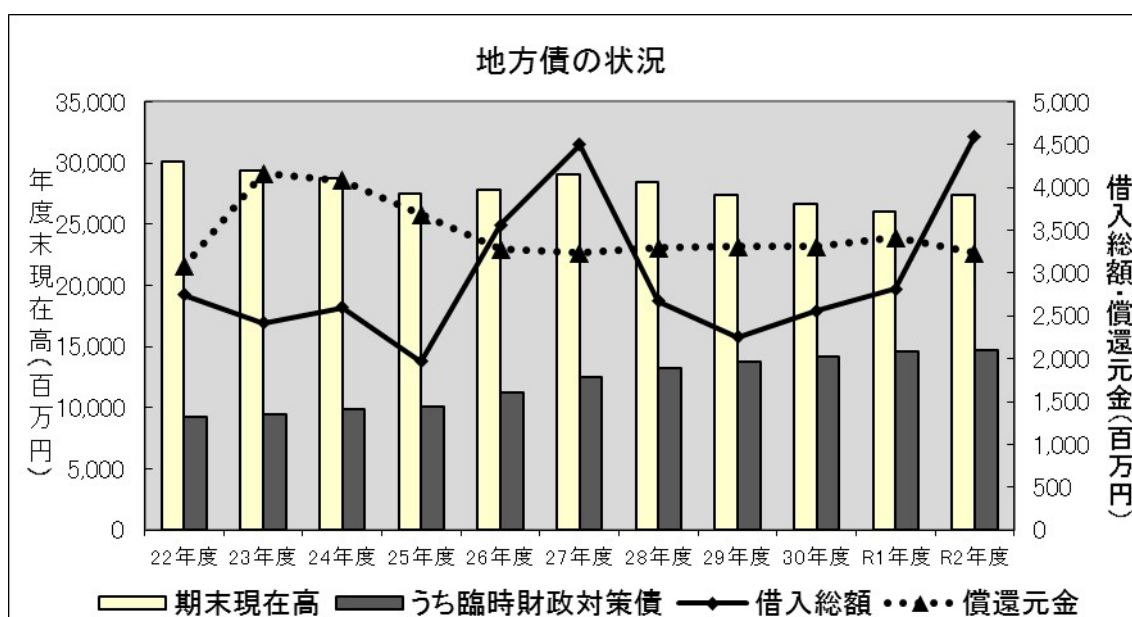
さらに、少子高齢化の進展に伴う人口減少によって、市税収入はもとより、

普通交付税算定において国勢調査の人口がベースとなることから、地方交付税への波及も懸念されます。

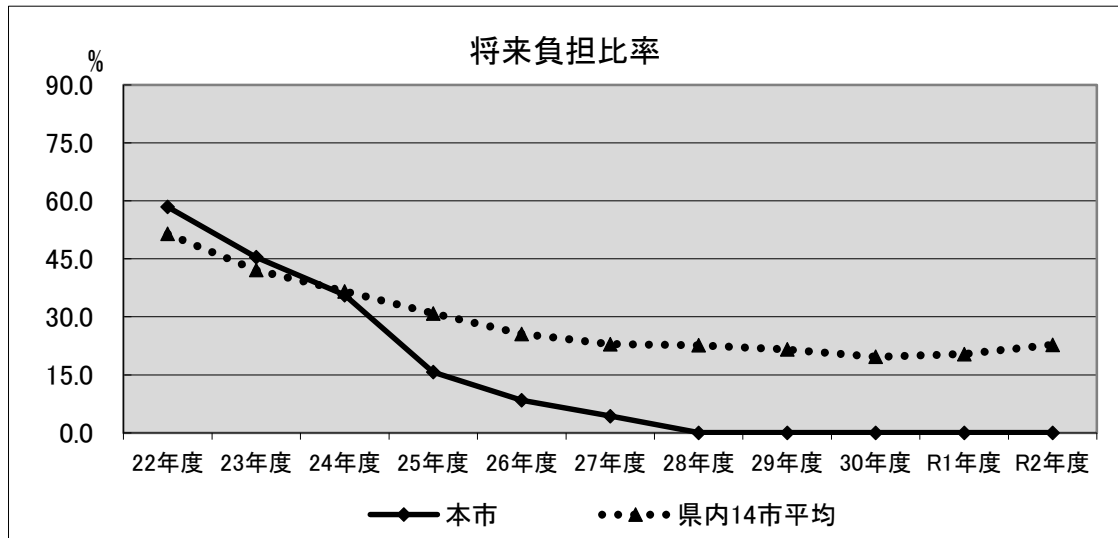
自主財源比率は、税源移譲を受けた平成19年度以降は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、新庁舎整備事業等の大型公共事業や災害復旧事業の実施などにより市債等の依存財源の割合が増加しています。

依存財源は、国や県の動向に左右される要素が大きいことから、先行きは不透明な状況です。

### ③ 地方債の状況







地方債は一般家庭における借金であるため、むやみに発行することは、将来の財政負担として重くのしかかってきます。

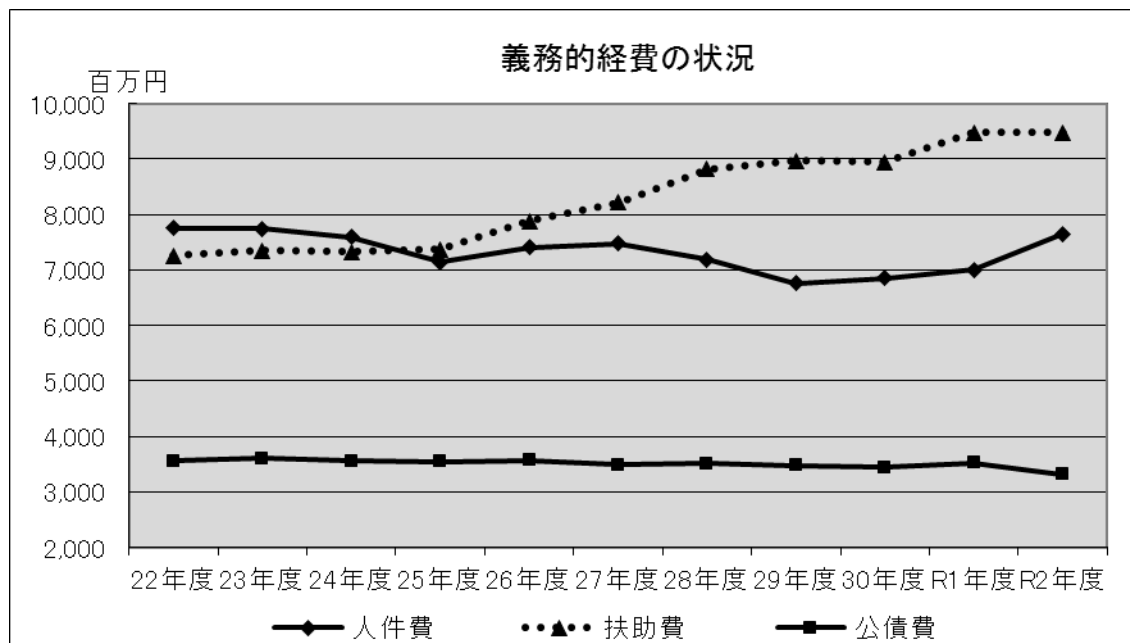
このため、本市では、平成 10 年度から「財政健全化推進計画」を策定し、その進行管理によって、地方債の抑制に努めてきました。

その結果、令和 2 年度末の地方財政状況調査による市債現在高は約 274 億 2,100 万円、市民 1 人あたりに換算すると 286,000 円で、県内 14 市中 3 番目に低く、また、健全化判断比率のうち、財政規模に対して、一年間に支出した借入返済額等の割合を示す「実質公債費比率」や、将来的に市が支出する借入返済額等の割合を示す「将来負担比率」については、県内他市との比較でも良好なものとなっています。

一方で、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業債や新庁舎整備事業等の大型事業に伴う建設事業債の発行額の増加に加え、交付税の代替財源である臨時財政対策債の残高が、令和 2 年度決算において全体の 53.6%を占めるなど年々増加しており、今後の公債費の大きな負担要因となっています。

また、市町村合併の支援策の一つである合併特例債は、普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の 70%が算入され、財政運営上は有利な市債ですが、その発行可能期間が令和 2 年度に終了したため、今後は、交付税措置のある有利な市債を厳選する必要があります。

#### ④ 義務的経費の状況

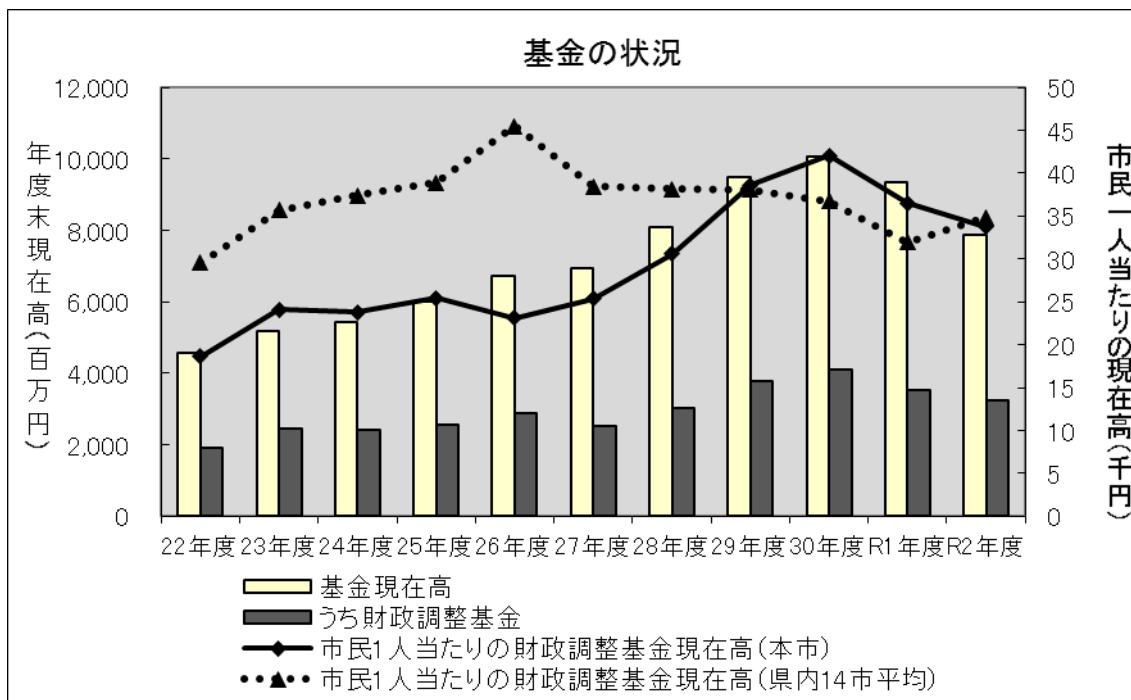


義務的経費の人件費、扶助費、公債費は、任意に節減できない非常に硬直性が強い経費で、令和元年度は歳出総額の50.0%を占めており、財政の弾力性を低下させる大きな要因となっています。

義務的経費のうち、人件費は、令和2年度に会計年度任用職員制度の導入により、これまで性質上は物件費に算入されていた臨時的任用職員にかかる予算が、人件費に算入されることになり、人件費が増加する一因となりました。また、公債費は、「財政健全化推進計画」に基づく市債の発行抑制により概ね平準化が図られておりますが、扶助費は着実に増加しており、旧栗野町と合併した平成17年度と比較すると、令和2年度には約2倍、47億2,000万円もの増加となっています。

この傾向は、少子高齢化を背景とする社会保障施策の充実に伴い、今後も継続することが予想され、財政健全化に向けては大きな懸念材料となっています。

## ⑤基金の状況



地方自治体は、経済不況等による大幅な税収の減少や災害の発生など予期せぬ事態に備えるとともに、年度間の財源調整を図り、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためにも、一定水準の基金現在高を維持することが必要です。

本市では、「財政健全化推進計画」に基づき、着実に基金の増額確保に努めてきましたが、令和2年度の市民一人当たりの財政調整基金現在高を県内他市と比較すると、14市中7番目に位置しており、今後もこの基金現在高を維持していく必要があります。

また、新庁舎建設のために、庁舎建設基金を確保してきましたが、工事の進捗に合わせ、基金の活用を図り、令和5年度の事業完了により基金現在高がゼロとなることから、将来の様々な財政需要に備えるために、基金の確保に向けた取組みは、ますます重要なものとなっています。

以上の状況を踏まえ、健全財政を堅持するための施策を次のとおり実施します。

## I. 歳出の抑制について

### 1. 義務的経費の抑制

「財政の現状」でも示したように、義務的経費の増加は財政の硬直化を進行させる大きな要因となっており、自立的かつ持続可能な財政運営を行うためには、義務的経費の抑制を図ることが必要です。

そこで、引き続き、人件費、扶助費、公債費のそれぞれの費目に応じた取り組みを展開します。

#### ① 人件費の抑制

目標 令和8年4月1日現在 職員数875人 (令和3年4月1日現在職員数875人より現状維持)
--

定員適正化計画に基づき計画的な職員採用を行い、事務の効率化や民間委託等の推進により、職員数と総人件費の抑制を図ります。

なお、地方公務員法が改正され、定年年齢が令和5年度から引き上げられることにより、退職者数の減少が見込まれる年が2年に一度発生します。しかし、組織の硬直化を防ぐ観点から一定数の新規採用者を確保しなければならず、一時的に職員数が増加する期間が発生します。

令和8年度はこの期間に該当するため、目標の職員数は現状維持としています。

#### ② 扶助費の抑制

目標 市単独扶助費の抑制を図ります。
--------------------

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法令に基づき支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあります。

国は、将来にわたり財政的にも仕組み的にも社会保障制度を安定化させるべく、「社会保障と税の一体改革」を推進するとしており、令和元年度には消費税が8%から10%に引き上げられ、これを財源として社会保障施策の充実が図られてきました。

その上で、市独自または国の制度に上乗せして行っている単独扶助費については、国の制度との関連性、受益と負担の妥当性、費用対効果などの観点から検証を行い、抑制を図ります。

### ③ 公債費の抑制（別掲）

公債費については、その発行自体を抑制する必要があることから『市債の健全化』において目標値等を示します。

## 2. 物件費の抑制

**目標** 委託料を除く経常物件費については令和元年度決算額を上限として抑制を図ります。

物件費は、これまでも個々の業務改善や予算の枠配分などにより、可能な限り縮減に努めてきましたが、職員数の抑制等に伴う民間委託の推進や事務処理の電算化などにより、委託料が増加の傾向にあります。

経常的な物件費は、継続して枠配分を行うほか、委託料についても業務の効率化、費用対効果等の観点からその内容を精査するなど、抑制に努めます。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止を余儀なくされたことから、令和元年度を基準年度とします。

## 3. 補助金の整理合理化

**目標** 令和 6 年度に、団体運営補助金等の見直しを実施します。

補助金の整理合理化については、これまでと同様にすべての補助金を対象として、不断の見直しを行います。

令和 3 年度に、「補助金適正化ガイドライン」を策定し、補助金の在り方等を整理した上で、団体運営補助金の見直しを図りました。

引き続き、団体運営補助金については、団体等が補助金の交付により、その自助努力や自立性が損なわれることのないよう、令和 6 年度にフォローアップを行うとともに、見直しを実施します。

毎年度の当初予算編成時には、以下の観点で見直しを実施します。

- ◇対象事業としての妥当性（行政目的に即した事業であるか精査）
- ◇対象団体の適格性（補助団体の収支状況の把握）
- ◇補助率の見直し（各種補助金間の整合性の確保）
- ◇補助金の新設または増額の抑制
- ◇終期の設定

#### 4. 公共施設等関連経費の抑制

**目標** 「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理及び更新等にかかる経費を5年間平均で55.8億円に抑制します。特に更新等にかかる投資的経費については、18.7億円に抑制します。

施設の維持管理及び更新等に係る経費は、施設の効用を保全するために必要な経費であり、なかでも建て替えなどの更新等にかかる投資的経費は、老朽化が進んでいる現状において、ライフサイクルコストの観点から、増加することが見込まれます。

そこで、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設のあり方を検証し、統廃合や複合化、民間活力の導入を進めるとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、更新等にかかる投資的経費の合理的な執行に努め、原則として直近5年間の投資的経費の平均である18.7億円に抑制します。

また、施設の運営等に係る維持管理費の直近5年間の平均は37.1億円と合わせた55.8億円の水準を保ち、維持管理費用を縮減することで、投資的経費に充当できると考えます。

なお、廃止された施設については、譲渡や跡地の売却をはじめ、民間資金やノウハウを活用するなど、幅広く検討を行います。

#### 5. 外郭団体の効率的な運営促進

**目標** 令和8年度までに、市の外郭団体における「経営改善計画」の策定を促進します。

外郭団体が自主的・自立的な経営を行うため、各団体が提供する公共的サービスの水準の確保に留意しつつ、各団体における経営改善計画の策定を促進し、効率的な団体運営による市補助金・委託料等の縮減を図ります。

また、指定管理者制度における「利用料金制度」の導入を推進し、外郭団体を含む受託団体の経営感覚を高め、自主的な経営努力によるコスト縮減や収入の増加を図り、市の財政支出の節減を図ります。

#### 6. 特別会計繰出金の抑制

**目標** 財源補填的な繰出金や基準外繰出金の抑制を図ります。

特別会計は、特定の収入によって事業費をまかなうべきものであるため、一般会計からの繰出金は、極力抑制すべきものです。

令和 2 年度から下水道事業費特別会計が公営企業会計制度へ移行しました。各事業について策定している経営戦略に基づき、健全な運営を図りながら、以下に示した繰出金の抑制を図ります。

◇下水道事業会計

◇水道事業会計

◇公設地方卸売市場事業費特別会計

⇨ 国が示す基準に基づかない繰出金

◇その他の特別会計 ⇨ 財源補填的な繰出金

**目標** 公営企業会計において、令和 8 年度までに中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を見直しします。

公営企業は、独立採算制を原則としていますが、人口減少による収益の減少や施設の老朽化による更新投資の増加が予想され、経営環境は厳しさを増しつつあります。

こうした中で、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売市場事業費特別会計）における、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」について、決算状況等を踏まえ、必要に応じ、令和 8 年度までに見直しを行います。（水道事業会計、下水道事業会計は令和 3 年度に見直し実施。公設地方卸売市場事業費特別会計は令和 2 年度に策定。）

## 7. 既存事業の見直し

**目標** 財政課による既存事業の見直し提案を実施し、予算編成に反映させます。

既存の施策・事業について、あらゆる角度から見直しを行い、その必要性や優先順位を見極めるとともに、業務の簡素化・効率化をより一層推進するため、事務事業評価の結果等を基に、各部局に対して、財政課から事業の見直しに関する提案を働きかけることで、限られた財源を重点的に振り向け、より効果的な施策が展開できる予算編成に努めます。

## Ⅱ. 財源の確保対策について

### 1. 市税の確保

**目標** 令和8年度末の市税徴収率97.2%を確保します。

歳入の根幹である市税については、税負担の公平性・透明性の観点から今後も課税客体の適正な把握による賦課と徴収率の向上を図ります。

#### (1) 滞納整理の推進

- ◇一斉催告の実施
- ◇早期の財産調査等の実施
- ◇厳正な滞納処分の実施
- ◇適正な執行停止の実施

#### (2) 納付環境の向上

- ◇日曜納税相談及び納付窓口の開設
- ◇コンビニエンスストア収納や電子マネー決済の推進
- ◇地方税共通納税システムの対象税目の拡大

#### (3) 市税・税外収入金滞納対策合同研修の実施

- ◇全庁的に統一的な視点で徴収を実施するため、市税・税外収入金滞納対策合同研修を継続して実施

### 2. 使用料手数料等の適正化

**目標** 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施します。

使用料手数料等の新設・改定については、議会の議決により条例が設定されることとなりますが、幅広く市民の理解と支持を得ることが肝要であるため、以下のとおり取り組みます。

- ◇公平で適正な料金設定のため、引き続き市民の代表からなる使用料手数料等審議会へ諮問し、市民の意見を反映します。
- ◇原価計算方式により料金を算出するとともに、サービスの性格等による受益者負担区分を設定し、料金改定等の統一性を確保します。



**目標 令和5年度に使用料・手数料の全件見直しを実施します。**

市民負担の公平性確保には、消費税率改定などの経済情勢等に柔軟に対応し、料金の見直しを定期的に行う必要があるため、前回（令和元年度）に引き続き、原価計算による使用料・手数料の全件見直しを実施します。

### 3. 未利用地の積極的売却

**目標 未利用地を積極的に売却します。**

売却可能な土地（法定外公共物等を含む）については、財源を確保するほか、市民の利便性向上に供するため、売却予定地の購入希望者を広く一般から募集するなど、積極的に処分を進めます。

### 4. 税外収入未収金対策の強化

**目標 滞納額を積極的に整理します。**

使用料や負担金などの税外収入は、受益者負担の原則に基づいて賦課されていますが、その一部が定められた期限を過ぎても納付されず、未収金が生じている現状があります。

そこで、鹿沼市債権管理条例の適切な運用により、収納機会の拡大や滞納整理策の強化など、公正かつ円滑な債権整理に努めます。

### 5. ふるさと納税制度の活用

**目標 ふるさと納税制度の充実を図るとともに、「企業版ふるさと納税」の取組みを推進します。**

ふるさと納税制度については、これまでも返礼品の充実やインターネットによる申込受付などによる、寄附受入額の増額確保に努めてきましたが、今後も返礼品の充実や申込窓口の拡充など改善を図ります。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」についても、周知の強化を図ります。

## 6. 新たな財源の確保

**目標** クラウドファンディングによる財源確保の取組みを推進します。

独自の財源確保策として、既の実施しているネーミングライツについて、対象施設の拡大などを図ります。

また、有効な財源確保策のひとつとして、ふるさと納税制度を応用し、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化して、共感者から寄附を募るクラウドファンディングの取組みは、地域の課題解決に向け、市民主体の活動に係る資金確保策としても有効な手段と考えます。

今後も、ふるさと納税制度と合わせ、クラウドファンディングの取組みを推進します。

### Ⅲ. 市債の健全化について

市債は、臨時的に多額の出費を余儀なくされる場合や、収益的な投資的支出を行う場合等において、将来にわたる経費負担の平準化を図り、あるいは将来の収益によって返済することで、現世代の住民と後世代の住民との間で負担の公平性を確保する機能を有しています。

本市の市債現在高は、これまでの市債発行の抑制に向けた取組みにより、県内他市と比較しても良好な状況にあります。

しかし、今後も JR 鹿沼駅東整備事業や新産業団地整備事業、水源地域振興拠点施設整備事業、ごみ処理施設整備事業等の大型公共事業が予定されていることに加え、地方交付税の代替財源として、平成 13 年度から発行している臨時財政対策債の現在高は年々増加しているなど、市債の発行にあたっては、引き続き、過度な将来負担を招くことの無いよう計画的かつ慎重に行っていく必要があります。

#### 1. 市債借入の抑制等

##### ①建設債発行の抑制

**目標** 建設事業債の5年間の発行額を100億円以内とします。

財政運営において有利な市債のひとつである合併特例債は、令和 2 年度末で発行期限となったことから、今後の市債発行にあたっては、元利償還金額が、普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な市債を厳選するとともに、基金の有効活用を図りながら発行額を抑制し、5 年間の建設事業等の財源とする市債発行額の上限を 100 億円、年平均 20 億円を目標とします。

##### ② 臨時財政対策債の抑制

**目標** 臨時財政対策債は、発行抑制を図ることを基本としつつ、一般財源の不足を補うため、効果的な活用を目指します。

従来、臨時財政対策債については、後年度の公債費負担の増嵩を避けるため、発行限度額の目標を定め、発行抑制の方針を維持してきました。

しかしながら、令和 2 年度で終了した合併特例債に替わる交付税措置のある有利な市債としての活用に加え、コロナ禍において市税や交付税等への影響が未だ見通しが不透明である中、一般財源の不足を補う臨時財政対

策債の有効性が期待できることから、発行抑制を図ることを基本としつつも、各年度における市債全体の発行状況を見極めながら、効果的な活用を目指してまいります。

**目標 令和 8 年度決算の実質公債費比率 5%以内を目指します。**

実質公債費比率は、地方自治体の一般財源の標準的な規模（以下「標準財政規模」という。）に対する借入返済額等の割合を示す指標ですが、過去 3 ヶ年の平均が 18%以上の団体は、比率に応じて健全化のための計画を策定し、実行しなければならないとされています。

これまで本市は、実質公債費比率が基準を超えるような事態には陥っていませんが、今後もこの指標を注視しながら健全財政を堅持するための取組みを進めていく必要があります。

このため、市債発行額の抑制とともに、交付税算入等の措置がある有利な市債の活用や借入利率の低減などを図りながら、引き続き、令和 8 年度決算の実質公債費比率 5%以内を目標とします。

**目標 令和 8 年度末における臨時財政対策債を除く市債現在高 150 億円以内を目指します。**

令和 2 年度末の臨時財政対策債を除く市債現在高は、約 127 億円となっています。

臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源として発行が認められる特例措置であり、その先行きは今後の国の動向を注視する必要がありますが、臨時財政対策債や建設事業債の発行額を抑制し、将来の公債費負担の軽減に向けた取組みを継続します。

## 2. 銀行等縁故債入札制度の継続

**目標 借入利率入札制度を継続し、償還利子の節減に努めます。**

縁故債は、銀行等を対象として発行する市債ですが、その借り入れについては、これまでも入札による借入利率の決定を行い、償還利子の節減に努めてきました。

今後も、入札制度を継続するとともに、財政融資資金等の公的資金との利率を比較しながら有利な借入先を選定し、公債費の低減を図ります。

また、繰上償還の対象となるものについては積極的に対応し、低利な市債に借り換えを行います。

## IV. 基金の確保について

### 1. 財政調整基金の確保

**目標 財政調整基金の令和8年度末現在高を33億円以上とします。**

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であり、経済不況等による大幅な税収の減少や、災害の発生等による思わぬ支出の増加に備えるとともに、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために一定額を確保する必要があります。

令和2年度末の基金現在高は、32億3,754万円ですが、一般財源の不足分を、安易に基金取崩しに依存することなく、令和8年度末の財政調整基金現在高を、令和3年度の標準財政規模（240億880万円）の10%以上となる24億円を堅持した上で、令和元年の東日本台風に際し、災害復旧対策に向け9億円の基金取崩しを行った経緯を踏まえ、災害等の緊急事態が発生した場合においても、安定した財政基盤を維持できるよう、9億円を上乗せした33億円以上とします。

### 2. 特定目的基金の確保

**目標 公共施設整備基金の令和8年度末現在高を20億円以上とします。**

特定目的基金は、特定の行政目的を計画的に推進するために資金の積立を行うものです。

本市では、各公共施設の老朽化等により修繕、整備等が見込まれているほか、新たな財政需要として新産業団地等の大型公共事業が予定されています。

特に、長寿命化・統廃合等の事業には財源が伴わないものが多く、これまで以上に選択と集中が迫られてきます。

こうしたことから、施設の在り方も含め、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な整備を進めていく必要がありますが、その財源として、市債の発行抑制を図りつつ、公共施設整備基金を確保し有効に活用するとともに、こうした傾向が計画期間後も継続することが見込まれることから、令和8年度末において20億円以上の基金残高の確保に努めます。

## V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について

財政健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けられた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことです。

これらの比率に応じて、地方自治体は、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定するとともに、当該計画の実施を促進するための対策を講じることとされています。

### 1. 実質赤字比率の抑止

**目標** 実質赤字比率は発生させません。

実質赤字比率は、標準財政規模に対する普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた収支額（実質赤字額）の割合であるため、赤字額が発生しなければ、実質赤字比率は成立しません。

本市では、これまで赤字額は発生していませんが、引き続き赤字額を発生させない財政運営を行います。

### 2. 連結実質赤字比率の抑止

**目標** 連結実質赤字比率は発生させません。

連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する普通会計及び公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業会計の総称をいう。）の赤字額合計の割合です。

実質赤字比率と同様に、公営事業会計においても赤字額を発生させない財政運営を行います。

### 3. 実質公債費比率の抑制

目標 令和8年度決算の実質公債費比率5%以内を目指します。  
(再掲)

国が定める早期健全化判断基準は25%ですが、「Ⅲ. 市債の健全化について 1. 市債借入の抑制等」に掲げたとおり、令和8年度決算の実質公債費比率5%以内を目指します。

### 4. 将来負担比率の抑制

目標 令和8年度決算の将来負担比率10%以内を目指します。

将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合で、その負債の中には、一般会計等が負担すると見込まれる公営事業会計、一部事務組合、地方公社や第3セクター等の負債も含まれます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの指標は、当該年度の前年度に、実際に生じた収支（資金）不足や公債費等の負担の状況を示すいわゆるフロー指標であり、地方自治体の将来の収支や実質的な負債を考慮していないものです。

将来負担比率は、負担を先送りすることなどによって、将来的に財政悪化を招くことがないように、実質的な負債を捉えたいわゆるストック指標として規定されたもので、早期健全化基準は350%に設定されています。

本市では、平成28年度から、将来負担の発生していない決算状況がありますが、新庁舎整備事業による市債発行、基金取り崩しに加え、第8次総合計画に位置付けられた大型公共事業が見込まれていることから、将来負担額は増加することが想定されています。仮に、こうした財政需要が発生した場合であっても、市債発行の抑制や基金現在高の確保などにより、令和8年度決算の将来負担比率10%以内を目指します。



おわりに

地方自治体が、各種の行政サービスを提供する使命を予算によって実現する趣旨から、財政状況を市民に理解していただくため、当初予算の市税収入や目的別支出の市民一人当たりの金額をはじめ、上半期・下半期の収支状況や統一的な基準による財務書類等を、広報紙やホームページで公表しています。

また、本計画に掲げた各種の取り組みを確実に遂行することで、計画期間における中期財政計画（23ページ参照）が維持できるものと考えます。

今後も、本計画の進捗状況のほか、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）など、本市の財政状況をできるだけ分かりやすくお知らせすることで、説明責任を適切に果たしてまいります。

### 中期財政計画(令和4～8年度)

本計画は「第6期財政健全化推進計画」に基づき行動した場合の普通会計(一般会計)の財政計画として作成した。なお、行財政制度は現行制度(令和3年度現在)に変化がないものとして推計した。

#### 【歳入】

(単位:百万円)

区 分	令和2年度(決算)	令和3年度(当初)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市 税	14,481	13,337	14,113	14,255	13,990	13,997	14,012
地 方 交 付 税	5,737	5,720	5,718	5,533	5,735	5,723	5,757
分 担 金 及 び 負 担 金	315	347	254	254	254	254	254
使 用 料 及 び 手 数 料	755	835	859	859	859	859	859
国 県 支 出 金	21,573	8,721	9,255	10,617	9,142	9,330	9,555
市 債	4,597	3,832	3,868	3,593	2,800	3,300	2,800
そ の 他	11,179	7,508	7,133	6,574	7,041	6,541	7,041
合 計	58,637	40,300	41,200	41,685	39,821	40,004	40,278

#### 【歳出】

(単位:百万円)

区 分	令和2年度(決算)	令和3年度(当初)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
義 務 的 経 費	20,449	20,374	21,076	21,554	22,082	22,293	22,658
人 件 費	7,653	8,109	8,434	7,728	7,777	7,717	7,748
扶 助 費	9,481	9,043	9,331	10,395	10,730	11,083	11,454
公 債 費	3,315	3,222	3,311	3,431	3,575	3,493	3,456
投 資 的 経 費	8,615	5,243	5,334	5,635	3,156	3,039	2,855
そ の 他	26,365	14,683	14,790	14,496	14,583	14,672	14,765
合 計	55,429	40,300	41,200	41,685	39,821	40,004	40,278

#### 【基金の状況(期末現在高見込)】

(単位:百万円)

区 分	令和2年度(決算)	令和3年度(見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財 政 調 整 基 金	3,238	3,242	3,157	3,193	3,229	3,265	3,300
公 共 施 設 整 備 基 金	945	2,136	1,934	1,950	1,967	1,983	2,000

#### 【財政指標等】

区分	令和2年度(決算)	令和8年度目標
実質赤字比率	—	—
連結実質赤字比率	—	—
実質公債費比率	2.3%	5.0%
将来負担比率	—	10.0%
市債現在高	275億円	305億円
うち臨財債を除く	128億円	150億円



# 資料編

【第5期財政健全化推進計画進捗状況データ集】

## 第5期財政健全化推進計画 進捗状況データ集

### I. 歳出の抑制について

#### 1. 義務的経費の抑制

##### ①人件費の抑制

目標 令和3年4月1日現在 職員数875人(平成28年4月1日現在職員数894人より19人削減)

〈職員数・人件費の推移〉

	H28	H29	H30	R01	R02	R03
目標(人)	-	879	880	882	879	-
実績(人)	894	879	880	882	878	875
人件費総額(普通会計:千円)	7,187,285	7,037,322	7,137,422	7,337,746	7,968,265	

※職員数は毎年度4月1日現在

※目標値は、「定員適正化計画」に基づく。

※令和2年度から、会計年度任用職員制度の導入により、物件費から人件費へ性質区分が変更されたため、人件費が増となりました。

##### ②扶助費の抑制

目標 市単独扶助費の抑制を図ります。

〈扶助費の決算額(普通会計)〉

(千円)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03
扶助費 合計	8,821,548	8,963,297	8,949,549	9,473,004	9,480,814	
扶助費のうち単独分	1,860,935	1,604,485	1,703,176	1,895,703	1,561,005	
単独分のうち医療費分	572,033	545,498	552,474	547,784	469,235	

##### ③公債費の抑制(Ⅲ. 市債の健全化において別掲)

#### 2. 物件費の抑制

目標 委託料を除く経常物件費について平成27年度決算額(1,935,789千円)を上限として抑制を図ります。

〈委託料を除く物件費の決算額(普通会計)〉

(千円)

	H27	H29	H30	R01	R02	R03
委託料を除く物件費(経常)	1,935,789	1,912,754	2,011,334	1,959,523	1,709,460	
委託料を除く物件費(臨時)	490,309	455,147	412,009	556,432	1,029,601	
計	2,426,098	2,367,901	2,423,343	2,515,955	2,739,061	

〈委託料を除く物件費の内訳(普通会計)〉

(千円)

	H27	H29	H30	R01	R02	R03
賃金	245,014	288,599	303,334	325,597	-	
旅費	49,414	50,918	49,490	49,977	33,162	
交際費	2,376	2,194	2,443	2,028	741	
需用費	1,380,251	1,293,355	1,354,427	1,300,011	1,362,428	
役務費	180,907	170,905	171,416	183,116	206,542	
備品購入費	87,871	52,730	39,281	47,438	683,366	
その他	480,265	509,200	502,952	607,788	452,822	
計	2,426,098	2,367,901	2,423,343	2,515,955	2,739,061	
参考:委託料	2,871,714	2,772,859	2,828,099	3,085,677	3,145,373	

### 3. 補助金の整理合理化

目標 令和2年度に団体運営補助金等の見直しを実施します。

〈補助費の決算額(普通会計)〉

(千円)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03
補助費(経常)	1,346,525	1,438,571	1,396,517	1,323,317	1,662,207	
補助費(臨時)	596,295	476,142	497,617	534,033	11,583,111	
計	1,942,820	1,914,713	1,894,134	1,857,350	13,245,318	

⇒令和3年度に団体運営補助金の見直しを実施し、令和4年度予算に反映した。

〈見直し結果〉

	見直し件数	令和3年度予算	見直し額	差額
団体補助計	82件 (一般80、特会2)	323,628	321,115	2,513

(見直しの内訳)

見直し内容	団体数
補助金廃止	16
継続(金額見直し)	31
事業補助に転換(金額見直し)	1
事業補助に転換	8
終期設定し、段階的に廃止	4
継続	19
その他(終期設定済等)	3
合計	82

### 4. 維持補修費の抑制

目標 「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和3年度末において、延べ床面積換算で平成26年度比8.22%の削減を目指します(令和17年度までに27.4%削減)。

(千円)

	H29	H30	R01	R02	R03
削減見込額※	12,266,881	12,486,630	9,818,440	1,346,153	
削減率※	6.7%	6.8%	5.2%	7.4%	

※各年度における、計画の最終目標年度である令和17(2035)年度時点での到達見込

〈計画期間における主な休・廃止施設〉

- ・いぬかい保育園の民営化・既存建物の解体、ひなた保育園の民営化
- ・上粕尾小学校の粕尾小学校への統合、久我小学校の加園小学校への統合

〈維持補修費の決算額(普通会計)〉

(千円)

	H26	H29	H30	R01	R02	R03
維持補修費	615,156	859,386	739,457	842,225	772,095	

※維持補修費は、建物だけでなく、道路等のインフラ・備品等を含む。

### 5. 特別会計繰出金の抑制

目標 財源補填的な繰出金や基準外繰出金の抑制を図ります。

(千円)

会計名	繰出金	H28	H29	H30	R01	R02	R03
国民健康保険	総額	903,611	864,810	515,607	510,992	701,188	
	内財源補填的なもの	241,568	224,566	36,530	39,755	232,873	
公共下水道事業費	総額	995,818	1,115,209	984,546	944,367	1,105,274	
	内基準外等	16,928	64,285	6,961	90,414	736,823	
公設地方卸売市場事業費	総額	9,136	6,071	6,914	5,912	8,675	
	内基準外等	9,136	6,071	6,914	5,912	8,675	
農業集落排水事業費	総額	164,418	173,848	172,087	169,014		
	内基準外等	1,183	3,839	0	3,845		
介護保険	総額	1,019,456	1,118,260	1,160,641	1,139,257	1,272,782	
	内財源補填的なもの	0	0	0	0	0	
後期高齢者医療	総額	1,132,158	1,164,463	1,188,404	1,222,740	1,184,692	
	内財源補填的なもの	0	0	0	0	0	
簡易水道事業費	総額	14,440					
	内基準外等	14,440					
水道事業	総額	13,500	85,886	82,475	73,864	74,946	
	内基準外等	0	0	0	0	0	
合計	総額	4,252,537	4,528,547	4,110,674	4,066,146	4,347,557	
	内基準外等	283,255	298,761	50,405	139,926	978,371	

※簡易水道事業費は、平成29年度から水道事業に統合。

※公共下水道事業費と農業集落排水事業費は、令和2年度から統合して公営企業会計制度へ移行。

目標 公営企業会計において、平成30年度までに中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定します。

会計名	策定状況
水道事業会計	H29策定済み(R03見直し)
公共下水道事業費	H30策定済み(R03見直し)
公設地方卸売市場事業費	R02策定済み
農業集落排水事業費	H29策定済み(R03見直し)

### 6. 既存事業の見直し

目標 財政課による既存事業の見直し提案を実施し、予算編成に反映させます。

事務事業評価等を基に「財政課提案」を実施。

(件)

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R03見込
	(H29予算編成)	(H30予算編成)	(H31予算編成)	(R02予算編成)	(R03予算編成)	(R04予算編成)
提案件数	42	44	49	48	39	33
予算反映件数	11	14	12	6	7	4

## Ⅱ. 財源の確保対策について

### 1. 市税の確保

目標 令和3年度末の市税徴収率93%を確保します。

〈市税徴収率の推移〉 (％)

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R03
市税徴収率	93.3	93.6	94.2	94.8	95.3	

### 2. 使用料手数料等の適正化

目標 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施します。

〈諮問の状況〉 (件)

区分	H29	H30	R01	R02	R03見込
諮問件数	6	5	2	9	4

目標 令和元年度に使用料・手数料の全件見直しを実施します。

(使用料・手数料の見直し状況)

『使用料手数料改定基準』に基づき、令和元年度に使用料533件、手数料99件、計632件について原価計算に基づく見直しを実施した。

【R1算定結果】 (件)

区分	使用料	手数料	計
増額	198	39	237
据置	150	54	204
減額	185	6	191
計	533	99	632

※令和2年度からの料金改定は、消費税率が令和元年に増税されたことを含め、経済情勢を考慮し、据置とした。

ただし、全件見直しとは別に、個別の事情を反映するため、料金の見直しを実施している。

### 3. 未利用地の積極的売却

目標 未利用地を積極的に売却します。

〈未利用地(法定外公共物を含む)の売却状況〉

区分	H29	H30	R01	R02	R03
筆数(筆)	28	17	26	29	
面積(m <sup>2</sup> )	4,443	6,736	4,956	8,375	
売却額(千円)	87,138	100,529	37,229	49,132	



#### 4. 税外収入未収金対策の強化

目標 滞納額を積極的に整理します。

〈収入未済額の推移〉

(千円)

区分	28年度	29年度	30年度	R01	R02	R03
一般会計(税外)	155,799	144,052	134,120	124,709	125,033	
国民健康保険(税外)	4,206	4,536	4,160	3,647	6,648	
公共下水道	19,101	16,066	15,465	42,956		
公設地方卸売市場	-	-	-	-	-	-
農業集落排水	4,124	1,089	1,213	1,798		
介護保険	45,589	43,930	41,874	37,341	30,369	
後期高齢者医療	10,015	9,328	10,008	10,410	9,433	
粕尾財産区	-	-	-	-	-	-
清洲財産区	-	-	-	-	-	-
計	238,834	219,001	206,840	220,861	171,483	
市税	942,499	892,417	776,700	717,720	633,992	
国保税	1,190,721	1,082,026	899,426	775,297	626,855	
合計	2,372,054	2,193,444	1,882,966	1,713,878	1,432,330	

#### 5. ふるさと納税制度の活用

目標 ふるさと納税制度の趣旨普及を図るとともに、平成29年度から「企業版ふるさと納税」の取組を推進します。

〈ふるさと納税受入実績〉

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R3.12月現在
受入件数(件)	1,066	1,607	973	769	1,307	2,027
寄附金額(千円)	28,245	48,167	33,012	28,607	87,884	313,119

〈企業版ふるさと納税受入実績〉

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R3.12月現在
受入件数(件)		7	1	1	2	0
寄附金額(千円)		3,900	100	100	11,000	0

#### 6. 新たな財源の確保

目標 クラウドファンディングによる財源確保の取組みを推進します。

〈クラウドファンディングの実績〉

(件)

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R3.12月現在
件数(件)	0	0	0	0	0	0
金額(千円)	0	0	0	0	0	0

### Ⅲ. 市債の健全化について

#### 1. 市債借入の抑制等

##### ①建設債発行の抑制

目標 建設事業債の5年間の発行額を100億円以内とします。

〈建設事業債発行額の推移〉

(千円)

	H29	H30	R01	R02	R03見込	合計
建設事業債	910,300	1,265,100	1,294,000	2,874,800	3,564,500	9,908,700
災害復旧債発行額	43,900	0	216,900	205,600	533,400	999,800
小計	954,200	1,265,100	1,510,900	3,080,400	4,097,900	10,908,500
災害援護資金			1,700			1,700
減収補填債				269,200		269,200
臨時財政対策債	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,247,000	1,334,000	6,481,000
合計	2,254,200	2,565,100	2,812,600	4,596,600	5,431,900	17,660,400

##### ②臨時財政対策債の抑制

目標 臨時財政対策債の発行を本来交付税分(普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)の20%以内とします。

〈臨時財政対策債の発行状況の推移〉

(千円)

区分	H29	H30	R01	R02	R03見込	合計
普通交付税額(A)	5,141,696	5,121,851	5,238,996	5,181,678	6,232,791	26,917,012
発行可能額(B)	1,531,464	1,640,495	1,315,082	1,247,260	1,834,113	7,568,414
本来交付税額(A+B)	6,673,160	6,762,346	6,554,078	6,428,938	8,066,904	34,485,426
発行額	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,247,000	1,334,000	6,481,000
発行額の割合	19.5%	19.2%	19.8%	19.4%	16.5%	18.8%

目標 令和3年度決算における実質公債費比率5.0%を目指します。

〈実質公債費比率の推移〉

区分	H29	H30	R01	R02	R03
実質公債費比率	3.4%	3.1%	2.9%	2.3%	

目標 令和3年度末の臨時財政対策債を除く市債現在高130億円以内を目指します。

〈市債現在高の推移〉

(千円)

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R03見込
市債残高	28,461,413	27,407,020	26,665,161	26,059,676	27,421,421	29,740,157
うち臨財債残高	13,273,181	13,783,425	14,218,718	14,551,159	14,711,457	14,876,633
臨財債除く	15,188,232	13,623,595	12,446,443	11,508,517	12,709,964	14,863,524

#### 2. 銀行等縁故債の入札制度の継続

目標 借入利率入札制度を継続し、償還利子の節減に努めます。

(銀行等縁故債借入実績(一部、特別会計含む))

区分	R01繰越分			R02現年分			
利率	0.180	0.195	0.205	0.190	0.195	0.200	0.200
件数(件)	1	1	1	1	1	1	1
金額(千円)	316,500	402,400	298,600	381,400	313,600	333,800	322,500
借入日	R3.3.25	R3.3.25	R3.3.25	R3.5.26	R3.5.26	R3.5.26	R3.5.26

## IV. 基金の確保について

### 1. 財政調整基金の確保

目標 財政調整基金の令和3年度末残高を30億円以上とします。

〈財政調整基金現在高の推移〉 (千円)

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R03
財政調整基金現在高	3,031,073	3,792,594	4,095,673	3,533,862	3,237,546	

### 2. 特定目的基金の確保

目標 庁舎建設基金の令和3年度末残高を30億円以上とします。

〈庁舎建設基金現在高の推移〉 (千円)

区分	H28	H29	H30	R01	R02	R03
庁舎建設基金現在高	2,635,583	3,042,173	2,986,985	2,928,103	1,317,907	

## V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について

### 1. 実質赤字比率の抑止

目標 実質赤字比率は発生させません。

### 2. 連結実質赤字比率の抑止

目標 連結実質赤字比率は発生させません。

普通会計(一般会計)、公営事業会計(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)、公営企業会計(水道事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売市場事業費特別会計)ともに赤字額が発生しておらず、計画期間内において各比率は発生していない。

### 3. 実質公債費比率の抑制

目標 令和3年度決算の実質公債費比率5.0%を目指します。(再掲)

⇒「Ⅲ. 市債の健全化について」に記載のとおり。

### 4. 将来負担比率の抑制

目標 令和3年度決算の将来負担比率10%を目指します。

〈健全化判断比率の推移〉

区分	H29	H30	R01	R02	R03
実質赤字比率	-	-	-	-	
連結実質赤字比率	-	-	-	-	
実質公債費比率	3.4%	3.1%	2.9%	2.3%	
将来負担比率	-	-	-	-	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が生じていない場合、将来負担比率は将来負担すべき実質的な負債額が生じていない場合、「-」で表しています。